

2 安曇野判決が地方財政運営・金融機関経営に与える影響

日本総合研究所 調査部主任研究員 河村 小百合

長野県安曇野市の第三セクター向け与信に係る損失補償契約の有効性に関する、東京高判平22. 8. 30（本誌1907号16頁。以下「本判決」という）の波紋が広がりつつある。

本判決は現在、最高裁に上告中であるが、本稿では、今後の地方財政運営や金融機関経営にいかなる影響を及ぼす可能性があると考えられるかを検討する。さらに、最高裁の判示内容次第では、当局および実務の現場でいかなる対応が求められる可能性があるかについても考えたい。

1 地方財政運営上の損失補償付き資金調達的位置付け

地方公共団体（以下「地公体」という）は、政策運営を行う際、その政策目的や原資面での制約等によっては、当該団体自身（普通会計や公営企業会計）が直接実施するのではなく、第三セクター等にその運営主体の役割を担わせてきた。今回の事案で問題になっている「損失補償契約」は、この第三セクター等の資金調達を信用補完するための手段として、長年にわたり、広く用いられてきたものである。

財政運営上、租税等、いわば「使い切り」の性質を有する無償資金のみによることなく、民間部門からの資金調達という、将来的には返済しなければならない有償資金を多用してきたのは、国、地公体を通じての、我が国の特徴である。国の場合は、財政投融资がその典型例であり、地公体の場合は、公社・第三セクターといった外郭団体による政策運営がそれに該当する。

ただし、こうした政策運営は、無償資金によるものに比較して、先行きの当該事業（企業）の持続・維持可能性に関する信用リスクや、金融市況の変化による市場リスクを負うこととなり、場合によっては、将来的な財政負担が大きく嵩むことともなりかねない。主要先進国において、有償資金による政策運営をこれほどの規模で行っているケースがほとんどみられないのは、おそらくこの理由によるものと考えられる。

我が国においても、同様の懸念から、昭和21（1946）年に「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」（以下「財政援助制限法」という）が制定されている。国や地公体による法人への債務保証は、特別法によって許容されている場合¹や、所管大臣による法人の指定を受ける場合を除き、原則として禁じられている。

しかしながら、外郭団体の担う事業は、一般的に、採算性は低いものの、公益性の高さゆえに実施されることが多く、資金調達に際しては、親元の地公体による信用補完が必要となることが多い。損失補償は、この財政援助制限法による制約を事実上回避し、地公体が第三セクター等の外郭団体に信用補完を行う際の手段

¹ 国の場合は、株式会社日本政策金融公庫や株式会社日本政策投資銀行等の財投機関や預金保険機構等がこれに該当。地公体の場合は、土地開発公社と地方道路公社のみが該当。

として、長年にわたり、用いられてきたものである²。

2 地方財政運営や金融機関経営に及ぶと予想される影響

損失補償契約が、実務上、このように多用されるなか、安曇野市の事案に関する本判決は、当該損失補償契約を、財政援助制限法3条の類推適用で違法・無効とするものであった。さらに、同法3条違反の損失補償契約は、公法上のみならず私法上も無効であるとして、安曇野市による損失補償金の一切の支払が差し止められた。未払いの段階にある損失補償金の支払が判決で差し止められたのは、これが初めてのケースである。一方で、取引の相手方である民間金融機関側には、信義則に基づき救済される余地を残した。金融機関は別途、損失補償契約の履行請求訴訟を地公体を相手に起こし、そこで勝訴して初めて、金融機関による強制執行の方法で損失補償金を得ることが可能になるとされたのである。

このような司法判断は、今後の各地の地公体の財政運営や地域金融に、大きな影響を及ぼすものと予想される。

(1) 金融面での影響

損失補償契約は従来、金融検査マニュアル上「優良保証」の1つとして位置付けられてきた。民間金融機関は、損失補償付きの第三セクター等向け貸金は、自己資本比率規制上、リスク・ウエートを0%として計算することが可能であったほか、引当金を積むことは必ずしも必要ではなかった。

しかしながら、本判決のように、損失補償契約が違法・無効で、将来的な損失補償金の支払は差し止めという判断が示されることになれば、民間金融機関側は、一般の無担保貸金として所要の引当金を積む等の対応を行わない限り、当該与信を継続することは困難なケースが多くなるものと予想される。

(2) 地方財政運営面での影響

その場合、当該第三セクターの事業を継続することは、相当に困難となろう。親元の地公体側としては、単に「約定どおりの損失補償金の支払を免れる」というレベルの対応では済まなくなるのではないかと。まず、当該団体自身が行った出資や直接貸付が焦げ付くことになる。さらに、相手方金融機関とは通常、第三セクター向け与信のみならず、当該団体自身の普通会計債や公営企業会計債の引受け等、様々な取引関係も伴っていることが多いと考えられ、そうした関係を安定的に継続するために、別途、何らかの対応が必要とされる可能性もあろう。

また、今回の安曇野市のケースでは、第三セクターが業務に用いる建物を、会計上は親元の安曇野市の負担で、公的資金(地公体金融機構もしくは財政投融资)の引受けによる地方債の起債と、国からの補助金を得て建設していた模様である。こうした場合で、当該第三セクターが倒産し、業務の継続が困難になると、

² 損失補償契約をめぐる国の地方財政当局の対応、およびこれまでの司法判断については、拙稿「地方自治体の外郭団体経営問題と対応の方向性」Business and Economic Review2008年12月号90～94頁(日本総合研究所)拙稿「安曇野裁判」にみる損失補償契約の今後の取扱い」週刊金融財政事情2010年11月8日号29～33頁参照。

地方債は繰上償還しなければならず、また、補助金は、建物の耐用年数の残存年数分相当を国に返還しなければならない。現金主義会計的な意味で、安曇野市自身に、多額の追加財政負担が一度に発生することになる。その規模は、支払を差し止められた損失補償金の規模約3億5000万円強に対し、10億円程度にも達するとみられている。安曇野市の標準財政規模(平成20年度)は約237億円であり、この負担の大きさが窺い知れよう。

仮に第三セクターの事業継続が困難になった場合、これに類似する様々なケースが発生する可能性は、他の地公体およびその傘下の第三セクターに存在するものと推測される。

そして、情報公開制度が整備されている現在、損失補償契約に関して、住民監査を経た住民訴訟が提起される可能性は、全国どこにでも存在する。実際に住民訴訟の対象とならなくとも、今後、最高裁が本件に対する司法判断を示し、高裁の判断維持という方向になれば、その判示内容次第ではあるが、安曇野市が締結していた損失補償契約と同様の文言・態様を有する損失補償契約については、同様の効果が及ぶこととなる可能性がある。当該第三セクターの経営状態が良好か否かにかかわらず、損失補償契約に係る法的リスクが顕現化する形で、関係する地公体の財政運営や、地域金融機関の経営に相当な影響が及びかねないことが懸念される。

3 主な地方公共団体の、損失補償付き債務の状況

では、このような法的リスクを有する損失補償付きの債務を、全国の主な地公体は、その傘下の第三セクター等について、どの程度抱えているのだろうか。

総務省が平成21(2009)年12月25日に公表した「第三セクター等の状況に関する調査結果」によれば、全国の地公体における損失補償付き債務残高の合計(平成20年度末時点)は、2兆6477億円である。これは一見、地方財政計画の規模(平成20年度、約83兆円)や、全国銀行の貸付金残高(平成20年度末時点、国内銀行・銀行勘定、約438兆円)に比較して、相対的に少額とみえなくもない。それゆえ、問題はさほど大きくないと評価することは果たして妥当であろうか。答は否である。損失補償の問題は、地公体ごと、そして地域金融機関ごとの問題であり、その実態を個々に把握し、影響を検討する必要があるからである。

(1) 損失補償付き債務残高および債務負担行為限度額

後掲【図表】は、全国の都道府県および政令指定都市について、平成20年度(末)時点分の、総務省・各地公体による公表データに基づき、損失補償付き債務の状況をみたものである。

まず、第三セクターおよび住宅公社等向けの損失補償付き債務残高について、「財政状況等一覧表」のデータに基づき、金額および対標準財政規模比率を算出した。

また、損失補償は、第三セクターや住宅公社が与信を受ける場合に限らず、実務上、他の主体が与信を受ける際にも用いられているケースがみられる。例えば、土地区画整理組合が民間金融機関から与信を受けるのに際して、地元の地公体と民間金融機関との間で締結されているケース等が存在し、そのなかには、実際

に裁判で係争されているものもみられる³。

しかしながら、第三セクター・公社以外のこれらの主体に係る損失補償付き債務残高を正確に把握する統計は、公表ベースでは存在しない模様である。そこで、債務残高の統計とは異なるが、地公体が損失補償契約を締結する際、議会で議決を得ることが必要とされる「債務負担行為限度額」に関しては、総務省の「地方財政状況調査」(いわゆる「決算統計」)で計数を把握することができる。ただし、損失補償に係る債務負担行為限度額自体は、当然ながら、実際の損失補償付き債務残高とは異なる計数であることに注意する必要がある。【図表】中の参考1 は、この「地方財政状況調査」に基づき、地方三公社以外で、①特別法に基づく法人⁴、②地方公共団体が出資・出捐を行っている法人⁵、③その他について、損失補償に係る債務負担行為限度額の金額および対標準財政規模比率を示したものである⁶。なお、「地方財政状況調査」においては、住宅公社は地方三公社の1 つとして計数が調査されているため、住宅公社向けの損失補償に係る債務負担行為限度額は、【図表】中の参考2 の地方三公社向けの計数に、債務保証に係る債務負担行為限度額と混在する形で含まれる。

(2) 損失補償の実情と分布状況

a 損失補償付き債務残高ベース

このような、損失補償に係る債務残高の状況、および債務負担行為限度額の状況を、地公体ごとにみると、都道府県、政令指定都市ともに、多額の残高を抱えている団体と、そうではない団体との間でのバラツキがきわめて大きいことがみてとれる。

例えば、損失補償付き債務残高を都道府県ごとにみると、対標準財政規模比率が0%程度のごく少額にとどまる団体が複数みられる一方で、同比率が10%以上のものは6 団体、最高では32%超にも達する団体が見られる。金額ベースでは、1,000億円、2,000億円といった多額の損失補償付き債務を抱える団体が見られる。

政令指定都市間では、そのバラツキはさらに拡大している。対標準財政規模比率が0%の政令市が5 市ある一方で、10%以上は5市存在し、なかには30%台、60%台という政令市も存在する。金額ベースでは、実に5,000億円超の損失補償付き債務を抱える団体が見られる。

今回問題となっている損失補償契約の法的リスクは、当該第三セクター等の経営状態の良し悪しにかかわ

³ 拙稿・前掲注2(2010)・30頁参照。

⁴ 地方財政調査研究会編『地方公共団体決算統計ハンドブック』(ぎょうせい、2001年)によれば、信用保証協会、農協、社会福祉法人が、その例として挙げられている。総務省自治財政局によれば、土地区画整理組合向けの与信に係る損失補償契約は、この分類に該当する。

なお、このうち、信用保証協会に対する損失補償契約は、地公体と同協会との間で直接締結されるものもあり、その場合は、今回の事案に関する判決の効力が及ぶ対象外となる可能性がある。

⁵ 総務省自治財政局によれば、出資・出捐の金額や比率を問わず、1円でも出資・出捐を行っていれば、本分類に該当する。

⁶ 地方財政状況調査上では、債務保証と損失補償とを区別することなく、債務負担行為限度額の計数が調査されているが、総務省自治財政局によれば、この①～③の分類については、法制度上、総務大臣の指定を得ない限り、債務保証を行うことが許されていないものである。総務大臣指定の実績がこれまでのところ存在しないことにかんがみれば、これらはすべて、損失補償に係る債務負担行為限度額であるとみなしてよいものと考えられる。

らず、契約の文言や態様によっては、一気に顕現化しかねないという性質のものである。多額の損失補償付き債務残高を抱えている地公体に関しては、とりわけ、今後の司法判断の影響が深刻に及びかねないことが懸念される。しかも、すでにみた安曇野市の事例(本判決)からも明らかのように、法的リスクが顕現化した場合の当該地公体の財政運営への影響は、単年度ベースで、損失補償契約で締結されている金額を大きく上回る負担となる可能性もある。

b 債務負担行為限度額ベース

なお、債務負担行為限度額の側面からみても、都道府県間、政令市間でのバラツキが同様に大きいことがみてとれる。このうち、例えば、【図表】中の参考1の特別法法人向けやその他向けについても、団体によっては相当な金額・規模の債務負担行為限度額が設定されている状況がみてとれる。ここでも、各団体間のバラツキは大きくなっている。なお、特別法法人向けのなかには、信用保証協会と各地公体との間で直接、損失補償契約が締結されているケースが含まれている模様であり、そうしたケースは、今回の本判決の司法判断の影響が及ぶ対象外となる可能性がある。半面、土地区画整理組合向けの損失補償契約についても、この特別法法人向けのなかに含まれており、詳細な内訳の計数が存在しないため、正確な実態は明らかではない。

なお、【図表】中の参考2は、債務保証についての債務負担行為限度額の状況を、同様にみたものである。住宅公社向けの損失補償に係る債務負担行為限度額は、「地方財政状況調査」の計数の制約上、このなかの「地方三公社向け」に含まれる。

ここで留意すべきは、都道府県・政令指定都市のうち、共同発行市場公募地方債の発行に参加している団体は、そのスキーム上、相互に連帯債務を負う関係にあることである。本判決は最高裁に上告されているが、仮に最高裁で上告棄却等の判断が示され、東京高裁の判決が確定した場合、現状では、国による対応策はとくに用意されていない状況にある。総務省自治財政局によれば、平成21～25年度の間に限り、利用が可能な「第三セクター等改革推進債」による対応は、あくまで有効な損失補償契約を前提とするものにとどまっております。今回の事案のようなケースに適用することは不可能なつくりとなっている。したがって、各地公体は、現行の地方財政制度のもと、所要資金を自力で捻出するよりほかはない。そうしたもとの、単年度の財政運営に支障を来すような団体が発生した場合、その影響が万一、共同発行債の元利償還にまで及ぶようなことになる、地公体間で、この連帯債務の関係により、連鎖反応的に影響が伝播しかねない構造となっていることが懸念される⁷。これは、金融機関の場合における、いわゆる「システムリスク」に類似する構造であるといえよう。

⁷ 共同発行市場公募地方債には、連帯債務方式が採られているほかに、流動性補完措置としてファンドが設けられている。これは、発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行うため、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預入するかたちで、ファンドが設置されているというものである。その規模は、35発行団体合計で、各年度において最も元利金支払の額が多い月の元利金支払額の10分の1程度の額を積み立てることとされている。

4 今後の検討課題

我が国においては、国、地公体による、債務保証形態での与信がいたずらに増嵩することを防ぐべく、財政援助制限法が存在してきたにもかかわらず、現場の政策運営や実務は、長年にわたり、同法の本質には必ずしも沿わない状況にあったように見受けられる。

本判決は、そうした状況に対して、立法上、行政上の十分な対応が取られてこなかったことに対する、司法府からの警鐘であるようにも受け取れる。

本判決は、最高裁の判断を待つ必要があるが、本判決や横浜地判平18.11.15(本誌1793号39頁)の各判決が示したように、個々の損失補償契約が違法になることがあり得るのか。あるとすれば、どのような要件を満たす(あるいは満たさない)場合か。また、仮に、違法になることがあり得るのであれば、すでに行われた、損失補償契約を伴う個別の取引を保護するために、金融機関に対しては、どのような方策が示されるか。最高裁が上告を受理し、本件に係るこれらの点に関し、明確な判断を示すことが望まれる。

関係者にとっては、本判決の最高裁判決が示されるまでは、確かに動き難い状況が続くであろう。しかしながら、本判決が地方財政運営・金融機関経営に与える影響の大きさにかんがみれば、また、各地で同様の住民訴訟が起りかねない状況からすれば、最高裁判決を単に「座して待つ」わけにはいかず、具体的な対応の方向性を、関係する国(総務省、金融庁等)、地公体、民間金融機関等が協力して検討し始めるべきなのではないか。

(1) 既存の損失補償契約の扱い

仮に、本判決の内容が、大筋で最高裁が原審維持した場合を仮定すると、まず検討すべきは、既存の損失補償契約の扱いである。その多くが財政援助制限法違反で無効となる事態を回避するためには、単純化して考えれば、①与信先の第三セクター等の法人について総務大臣の指定を得る、②個々の損失補償契約の文言や要件を司法判断に沿う形で見直すといった対応が考えられる。

a 総務大臣指定の可能性

このうち、①財政援助制限法3条ただし書にある所管大臣の指定に係る過去の実績は、財務省理財局によれば、次のとおりとなる。

昭和38(1963)年の同法改正前までは、政府(国)が保証契約をする場合と、地方自治体が保証契約をする場合とを問わず、大蔵大臣(当時)が会社その他の法人の指定を行っていた。昭和38年の同法改正以降、地方自治体が保証契約をする場合は、自治大臣(現総務大臣)が指定を行うこととなった。ちなみに、そうした指定が行われた実績をみると、政府(国)が保証契約を行うために財務大臣(大蔵大臣)が会社その他の法人の指定を行った事例は、平成22(2010)年12月時点まで皆無である。また、地方自治体が保証契約を行うケースについては、昭和38年の同法改正以前には、大蔵大臣が会社その他の法人の指定を行った事例が39件存在するものの、同法改正以降では、自治大臣(総務大臣)が指定を行ったケースは、平成22年12月時点

まで皆無である。

このように、地公体の傘下の第三セクターについて、総務(自治)大臣所管となって以降、指定が行われた実績は存在しない。現在の各第三セクターのなかには、経営状態の不芳なものが少なくなく⁸、仮にそうしたものについても総務大臣が指定し、それが経営破綻した場合、国の責任が問われる可能性もあり得ることなどを考え合わせると、総務大臣による指定を得ることによって対応することは、現実問題として難しいように見受けられる。

b 個々の損失補償契約の文言の見直し

全国の地公体が、傘下の第三セクター等が受ける与信について、民間金融機関との間で締結している損失補償契約が、実際にいかなる文言や要件のものとなっているのかは、現時点では明らかではない。個別事例をみると、東京地判平21.9.10(概要につき本誌1896号9頁金法判例Digest2)のように、有効との裁判所の判断が示されているケースがある一方で、現存の損失補償契約の大部分は、本判決のケースに類似するものではないかという見方も多い模様である。

ごく単純には、そうした損失補償契約の文言や要件を、司法判断に沿う形で見直すことができれば、損失補償契約の有効性を確保することができる。しかしながら、実務上は、個別の対応を前提とすれば、契約の期間満了による更改の時点でない限り、そうした見直しは困難である模様である。当事者任せでは、こうした対応が円滑に進展するとは考えにくく、場合によっては、国の関係当局が中心となり、それに地公体や民間金融機関が協力する形で、一斉に見直しを進めるといった対応が取られることが望まれる。

(2) 金融監督面での対応

同様に、本判決内容が大筋で最高裁で維持された場合を仮定すると、既存の損失補償契約について、上述のような対応を取ることができたとしても、次の段階では、金融監督上、以下のような問題が生じよう。すなわち、貸金の元利償還について遅滞が生じた場合に、代位弁済も確保されず、損失補償金は主債務者からの債権回収不能の段階に至るまで得られないというような損失補償契約について、財政援助制限法上有効であることは確保されても、果たしてそれを、資産査定上、優良保証として位置付けることが適切といえるかという問題である。

損失補償が優良保証に含まれるかどうかは、我が国の主として地域金融機関の経営に、直接的な影響を及ぼすこととなろう。損失補償が優良保証であるからこそ、損失補償付きの第三セクター向け貸金のリスク・ウェイトは0%としてカウントすることができ、引当金を積むことも必ずしも必要ではない。これが、今後、最高裁の示す判断によっては、大きく変わらざるを得ない可能性も否定できない。個々の第三セクター等向けの貸金の取扱いのレベルにとどまらず、地域金融機関の経営に大きな影響が及ぶようなケースも発生しかねないことが懸念される。

⁸ 拙稿・前掲注2(2008)・75～87頁、拙稿「都市部に大きい外郭団体の潜在的リスク 問題三セクの処理は公的セクター全体の信用力にかかわる国家的課題」週刊金融財政事情2008年12月15日号29～33頁参照。

我が国は、国際金融界における主要なプレーヤーの1つでもある。我が国が金融監督上、政府部門による信用補完をいかに扱う形としているか、また、我が国の政府部門の一角を担う地公体が、信用度が高いと判断するに足るだけの財政運営を実際に行えているかどうかは、各国の投資家の関心の的でもあろう。関係当局には、慎重に検討し、秩序だった対応を取ることが求められよう。

巨額の公的債務を抱える我が国にとって、仮に地方からでも、財政リスクが顕現化するの是最も避けなければならない事態であろう。財政リスクには当然ながら法的リスクも含まれる。また、我が国のように中央集権型の統治体制を採用し、地方財政が国の財政と①地方財政計画制度、②地方交付税制度、③地方債制度等を通じて密接に関連している国家の場合、地公体の信用問題が、国の信用問題に直結することもあり得よう。本判決を契機に、地公体のうち、たとえ一団体でも財政運営に支障を来すような事態が発生すれば、市場で財政リスクが強く認識され、長期金利水準は上昇し、財政部門のみならず、我が国の経済活動全般に深刻な影響が及ぶことともなりかねない。関係する当局・民間金融機関等においては、本件に関し最高裁が示す判断を見据えつつも、具体的な検討に着手することが望まれる。

（かわむら さゆり）

【図表】各都道府県・政令指定都市の損失補償付き債務残高等の状況
(平成20年度<末>時点)

<都道府県>	住宅公社・第三セクター等の損失補償付き 債務残高(財政状況等一覧表ベース)				(参考1)損失補償にかかる債務負担行為限度額			
	うち住宅公社向け		特別法法人向け		出資・出えん法人向け			
	対標準財政 規模比率	対標準財政 規模比率	対標準財政 規模比率	対標準財政 規模比率	対標準財政 規模比率	対標準財政 規模比率	対標準財政 規模比率	対標準財政 規模比率
あ	324,000	0.1	0	0.0	0	0.0	8,239,382	2.5
い	5,180,000	1.9	0	0.0	0	0.0	13,038,161	4.7
う	27,480,000	10.7	12,226,000	4.8	61,391	0.0	36,748,025	14.3
え	39,939,000	10.8	26,230,000	7.1	8,274,311	2.2	9,003,011	2.4
お	13,932,000	4.2	0	0.0	84,000	0.0	87,331,384	26.5
か	21,323,000	6.8	0	0.0	0	0.0	14,591,250	4.6
き	35,109,000	7.5	19,926,000	4.2	5,345,950	1.1	41,959,340	8.9
く	769,000	0.2	0	0.0	788,700	0.2	2,184,000	0.5
け	89,489,348	6.4	0	0.0	22,306,000	1.6	9,801,617	0.7
こ	26,280,000	5.4	0	0.0	40,862,119	8.4	42,478,595	8.8
さ	1,410,000	0.2	0	0.0	11,602,422	1.3	5,835,254	0.7
し	24,725,000	9.9	575,000	0.2	4,299,900	1.7	133,165,888	53.3
す	13,878,000	2.4	0	0.0	40,115,608	7.0	7,156,700	1.2
せ	67,038,000	6.6	28,531,000	2.8	37,193,164	3.7	63,381,761	6.2
そ	36,553,000	6.2	1,270,000	0.2	7,140,938	1.2	63,630,563	10.9
た	8,735,000	2.9	0	0.0	0	0.0	4,483,736	1.5
ち	12,790,000	2.5	0	0.0	15,861	0.0	13,582,034	2.7
つ	8,256,000	2.2	0	0.0	12,315,767	3.3	19,687,423	5.4
と	21,408,000	7.5	0	0.0	0	0.0	8,490,316	3.0
な	7,967,000	3.8	0	0.0	0	0.0	31,905,317	15.4
ぬ	4,129,000	1.0	0	0.0	1,241,087	0.3	11,604,851	2.7
ね	38,017,000	15.0	0	0.0	0	0.0	53,287,290	21.1
の	118,568,000	2.8	72,352,000	1.7	92,301,419	2.2	34,639,220	0.8
ほ	6,364,000	0.7	0	0.0	1,213,800	0.1	39,164,208	4.2
ひ	30,027,000	10.9	0	0.0	75,026,364	27.2	48,810,451	17.7
ふ	459,000	0.1	0	0.0	4,143,352	0.6	5,388,126	0.8
ぶ	11,321,000	3.7	0	0.0	12,050,786	3.9	20,621,006	6.7
ぶ	423,000	0.2	0	0.0	5,514,748	2.3	4,199,037	1.7
ほ	65,677,000	6.2	195,000	0.0	42,709,512	4.0	76,324,705	7.2
ま	12,107,000	4.6	0	0.0	146,733	0.1	30,105,258	11.5
み	5,426,000	1.3	0	0.0	6,268,918	1.5	10,004,601	2.4
む	9,063,000	2.2	0	0.0	4,218,047	1.0	48,238,451	11.5
め	23,754,000	4.7	0	0.0	162,203,371	32.0	49,915,620	9.8
も	33,383,000	7.4	6,927,000	1.5	2,508,383	0.6	65,539,197	14.5
や	104,220,000	8.2	90,754,000	7.2	0	0.0	27,273,944	2.2
ら	16,140,000	3.5	5,982,000	1.3	1,127,791	0.2	71,440,292	15.6
わ	874,000	0.4	0	0.0	4,195,957	1.7	0	0.0
い	16,469,000	3.9	0	0.0	70,354,200	16.8	52,547,670	12.5
こ	260,212,000	17.2	144,123,000	9.5	201,115,781	13.3	163,102,184	10.8
は	158,000	0.0	0	0.0	114,287	0.0	4,043,897	1.3
に	151,000	0.0	0	0.0	0	0.0	547,257	0.2
ほ	4,660,000	1.2	0	0.0	726,825	0.2	25,509,478	6.5
と	195,749,000	32.6	50,105,000	8.3	10,493,500	1.7	185,899,620	30.9
ち	55,864,000	18.7	6,302,000	2.1	4,535,000	1.5	61,029,000	20.4
り	14,835,000	4.5	189,000	0.1	13,173,733	4.0	32,699,441	9.9
よ	28,052,000	7.3	0	0.0	0	0.0	44,568,007	11.7
ろ	128,638,000	8.9	41,667,000	2.9	24,274,328	1.7	105,851,835	7.3
北海道・東北小計	212,357,348	5.6	20,115,000	0.5	82,498,627	2.2	284,347,862	7.5
関東・甲信越小計	576,956,000	5.6	226,902,000	2.2	161,446,426	1.6	498,871,771	4.8
中部小計	265,246,000	6.9	55,471,000	1.4	40,549,663	1.1	381,648,362	9.9
近畿小計	376,240,000	9.6	172,854,000	4.4	412,563,102	10.5	314,542,468	8.0
中国・四国小計	159,429,000	5.4	26,230,000	0.9	198,113,173	6.7	233,362,954	7.9
九州・沖縄小計	57,097,000	1.7	5,982,000	0.2	34,893,062	1.0	176,274,986	5.3
都道府県合計	1,647,325,348	5.8	507,354,000	1.8	930,064,053	3.3	1,889,048,403	6.7
<政令指定都市>								
A市	516,447,000	65.2	5,700,000	0.7	24,518,328	3.1	328,745,317	41.5
B市	117,345,000	15.8	0	0.0	900,000	0.1	40,083,000	5.4
C市	37,105,000	6.5	4,103,000	0.7	0	0.0	31,837,516	5.6
D市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
E市	69,934,000	18.1	30,044,000	7.8	0	0.0	76,699,356	19.9
F市	7,859,000	2.2	0	0.0	20,316,053	5.7	10,808,259	3.1
G市	16,308,000	4.9	0	0.0	307,657	0.1	23,988,650	7.2
H市	22,224,000	7.1	0	0.0	0	0.0	203,332,434	65.3
I市	99,635,000	36.0	0	0.0	0	0.0	10,000,000	3.6
J市	0	0.0	0	0.0	2,048,640	0.8	0	0.0
K市	2,245,000	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
L市	3,047,000	1.3	0	0.0	17,407,696	7.7	8,063,000	3.5
M市	42,888,000	21.5	0	0.0	0	0.0	47,861,723	24.0
N市	0	0.0	0	0.0	1,674	0.0	0	0.0
O市	6,985,000	3.8	0	0.0	30,651,633	16.8	0	0.0
P市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	728,800	0.4
Q市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
政令指定都市合計	942,022,000	16.2	39,847,000	0.7	96,151,681	1.7	782,148,055	13.5
全国(都道府県・政令市)合計	2,589,347,348	7.6	547,201,000	1.6	1,026,215,734	3.0	2,671,196,458	7.9

(資料)総務省『地方財政状況調査』平成20年度分データ、各自治体の『平成20年度財政状況等一覧表』(2010年12月時点において、総務省ホームページにアップされていたベースの計数)を基に日本総合研究所作成。

(注1)本表においては、都、道、府についても「県」と表記した。

(注2)総務省自治体財政局財務調査課によれば、『地方財政状況調査』の債務負担行為限度額の統計において、

(1)「出資・出えん法人」には、地方公共団体が出資・出えんしている法人が、出資・出えんの額や比率を問わず、すべて含まれる。

(2)いわゆる「林業公社」は、地方公共団体が出資している場合は「出資・出えん法人」に含まれ、そうでない場合は、「その他」に含まれる。

(3)土地区画整理組合は、土地区画整理法(特別法)に基づくため、「特別法法人」に含まれる。

(千円、%)

(地方財政状況調査ベース)				(参考2)債務保証にかかる債務負担行為限度額(地方財政状況調査ベース)			
その他向け	損失補償・債務負担行為限度額合計		地方三公社向け (住宅公社向け損失補償を含む)	共同発行債向け (連帯債務)		債務保証・債務負担行為限度額合計 (住宅公社向け損失補償を含む)	
	対標準財政規模比率	対標準財政規模比率		対標準財政規模比率	対標準財政規模比率	対標準財政規模比率	対標準財政規模比率
912,450	0.3	9,151,832	2.8	0	0.0	0	0.0
58,206,954	20.9	71,245,115	25.5	26,974,500	9.7	26,974,500	9.7
0	0.0	36,809,416	14.3	30,337,309	11.8	30,337,309	11.8
59,550,014	16.2	76,827,336	20.9	58,037,510	15.8	58,037,510	15.8
0	0.0	87,415,384	26.6	24,843,012	7.5	24,843,012	7.5
67,113	0.0	14,658,363	4.7	26,345,992	8.4	26,345,992	8.4
1,150,000	0.2	48,455,290	10.3	139,278,200	29.7	6,900,000,000	1,471.5
861,348	0.2	3,834,048	0.9	39,322,000	9.6	0	0.0
168,210,364	12.0	200,317,981	14.3	10,269,700	0.7	3,588,000,000	256.6
568,277	0.1	83,908,991	17.3	80,196,475	16.6	1,370,000,000	283.0
3,623,625	0.4	21,061,301	2.4	694,448,136	78.6	4,642,000,000	525.5
200,000	0.1	137,665,788	55.1	17,108,670	6.8	0	0.0
319,600	0.1	47,591,908	8.3	180,579,541	31.5	6,830,000,000	1,191.4
6,274,764	0.6	106,849,689	10.5	605,472,761	59.5	6,849,600,000	672.9
102,434	0.0	70,873,935	12.1	10,100,000	1.7	6,852,000,000	1,168.6
100,000	0.0	4,583,736	1.5	19,000,000	6.4	0	0.0
1,150,000	0.2	14,747,895	2.9	21,166,706	4.2	6,879,000,000	1,359.9
0	0.0	32,003,190	8.7	89,397,610	24.3	0	0.0
0	0.0	8,490,316	3.0	39,010,000	13.6	0	0.0
334,316	0.2	32,239,633	15.5	0	0.0	0	0.0
100,000	0.0	12,945,938	3.0	81,230,141	19.1	0	0.0
0	0.0	53,287,290	21.1	1,968,421	0.8	500,000	0.2
458,626,656	10.7	585,567,295	13.7	301,154,561	7.0	0	0.0
1,600,000	0.2	41,978,008	4.5	117,739,750	12.5	6,945,000,000	737.3
0	0.0	123,836,815	44.9	11,185,000	4.1	0	0.0
400,000	0.1	9,931,478	1.4	64,702,611	9.2	6,826,000,000	969.0
35,280	0.0	32,707,072	10.6	34,883,000	11.4	0	0.0
0	0.0	9,713,785	4.0	21,441,800	8.8	0	0.0
24,424,927	2.3	143,459,144	13.4	25,254,979	2.4	6,991,622,100	655.0
12,454,361	4.8	42,706,352	16.3	22,184,241	8.5	0	0.0
0	0.0	16,273,519	3.9	9,100,000	2.2	0	0.0
135,000	0.0	52,591,498	12.6	3,362,000	0.8	0	0.0
335,990	0.1	212,454,981	41.9	48,195,000	9.5	6,856,000,000	1,352.0
200,000	0.0	68,247,580	15.1	89,797,361	19.9	0	0.0
9,012,269	0.7	36,286,213	2.9	218,037,134	17.2	8,162,968,127	644.1
0	0.0	72,568,083	15.8	19,529,791	4.3	5,013,000,000	1,094.8
500,000	0.2	4,695,957	1.9	21,750,000	8.7	0	0.0
0	0.0	122,901,870	29.3	95,000,000	22.7	0	0.0
1,931,488	0.1	366,149,453	24.2	935,756,951	62.0	6,826,000,000	451.9
2,000,000	0.6	6,158,184	1.9	29,559,000	9.3	2,424,000,000	766.7
200,000	0.1	747,257	0.2	0	0.0	0	0.0
0	0.0	26,236,303	6.7	0	0.0	20,000,000	5.1
400,000	0.1	196,793,120	32.8	108,000,000	18.0	6,967,500,000	1,160.0
0	0.0	65,564,000	21.9	66,991,000	22.4	0	0.0
0	0.0	45,873,174	13.9	202,600	0.1	20,000,000	6.1
0	0.0	44,568,007	11.7	42,941,653	11.2	20,000,000	5.2
48,548,054	3.4	178,674,217	12.4	934,275,064	64.6	6,826,000,000	471.9
169,928,641	4.5	536,775,130	14.2	297,731,640	7.9	11,918,000,000	315.2
495,416,286	4.8	1,155,734,483	11.2	922,120,580	8.9	42,798,090,227	413.9
50,209,402	1.3	472,407,427	12.3	1,251,206,706	32.5	13,652,000,000	354.8
66,884,476	1.7	793,990,046	20.3	1,670,282,212	42.6	20,531,600,000	523.7
73,358,291	2.5	504,834,418	17.1	390,704,713	13.2	6,830,500,000	231.1
6,738,188	0.2	217,906,236	6.5	884,084,329	26.6	12,079,000,000	362.9
862,535,284	3.1	3,681,647,740	13.1	5,416,130,180	19.2	107,809,190,227	382.7
0	0.0	353,263,645	44.6	190,670,000	24.1	4,612,000,000	582.2
28,747,000	3.9	69,730,000	9.4	78,260,000	10.5	7,902,067,237	1,063.9
1,907,216	0.3	33,744,732	6.0	480,542,000	84.8	4,975,163,000	878.0
4,592,348	1.1	4,592,348	1.1	17,800,000	4.2	6,944,000,000	1,657.2
11,473,781	3.0	88,173,137	22.9	377,545,972	98.0	6,846,000,000	1,776.2
0	0.0	31,124,312	8.8	600,000,000	169.4	7,913,886,290	2,234.3
0	0.0	24,296,307	7.3	471,460,536	141.1	6,911,000,000	2,068.1
3,496,657	1.1	206,829,091	66.4	38,500,000	12.4	8,012,891,000	2,573.2
34,829,000	12.6	44,829,000	16.2	195,214,000	70.5	8,112,465,942	2,929.5
0	0.0	2,048,640	0.8	309,292,000	126.0	6,986,000,000	2,845.4
2,934,550	1.2	2,934,550	1.2	22,220,000	9.2	0	0.0
1,209,000	0.5	26,679,696	11.7	23,000,000	10.1	8,071,137,681	3,548.3
0	0.0	47,861,723	24.0	26,920,622	13.5	7,809,435,852	3,918.9
1,628,794	0.9	1,630,468	0.9	51,205,283	27.7	1,220,000,000	660.9
85,320	0.0	30,736,953	16.8	47,000,000	25.7	0	0.0
0	0.0	728,800	0.4	10,378,610	6.0	0	0.0
0	0.0	0	0.0	13,000,000	8.1	2,414,000,000	1,504.8
90,903,666	1.6	969,203,402	16.7	2,953,009,023	50.9	88,730,047,002	1,530.3
953,438,950	2.8	4,650,851,142	13.7	8,369,139,203	24.6	196,539,237,229	578.5
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
28,747,000	3.9	69,730,000	9.4	78,260,000	10.5	7,902,067,237	1,063.9
1,907,216	0.3	33,744,732	6.0	480,542,000	84.8	4,975,163,000	878.0
4,592,348	1.1	4,592,348	1.1	17,800,000	4.2	6,944,000,000	1,657.2
11,473,781	3.0	88,173,137	22.9	377,545,972	98.0	6,846,000,000	1,776.2
0	0.0	31,124,312	8.8	600,000,000	169.4	7,913,886,290	2,234.3
0	0.0	24,296,307	7.3	471,460,536	141.1	6,911,000,000	2,068.1
3,496,657	1.1	206,829,091	66.4	38,500,000	12.4	8,012,891,000	2,573.2
34,829,000	12.6	44,829,000	16.2	195,214,000	70.5	8,112,465,942	2,929.5
0	0.0	2,048,640	0.8	309,292,000	126.0	6,986,000,000	2,845.4
2,934,550	1.2	2,934,550	1.2	22,220,000	9.2	0	0.0
1,209,000	0.5	26,679,696	11.7	23,000,000	10.1	8,071,137,681	3,548.3
0	0.0	47,861,723	24.0	26,920,622	13.5	7,809,435,852	3,918.9
1,628,794	0.9	1,630,468	0.9	51,205,283	27.7	1,220,000,000	660.9
85,320	0.0	30,736,953	16.8	47,000,000	25.7	0	0.0
0	0.0	728,800	0.4	10,378,610	6.0	0	0.0
0	0.0	0	0.0	13,000,000	8.1	2,414,000,000	1,504.8
90,903,666	1.6	969,203,402	16.7	2,953,009,023	50.9	88,730,047,002	1,530.3
953,438,950	2.8	4,650,851,142	13.7	8,369,139,203	24.6	196,539,237,229	578.5

(注3)総務省自治財政局公営企業課によれば、『財政状況等一覧表』統計における第三セクターとは、次のいずれかの要件を満たす法人。

(1)地方公共団体が単独で、もしくは迂回出資を含め、25%以上を出資している法人。

(2)地方公共団体から財政的支援(補助金、貸付金、損失補償・債務保証)を受けている法人。

(注4)財政状況等一覧表のデータ(損失補償付き債務残高)は、百万円単位の計数。地方財政状況調査のデータ(債務負担行為限度額)は千円単位の計数。

(注5)G市の共同発行債向け連帯債務にかかる債務負担行為限度額については、G市財政部によれば、金額ではなく「共同発行市場公募債の発行総額から本市負担額を控除して得た額およびこれに対する利息の合計額相当額」との表現で、市議会の議決を得ているところ。よって、地方財政状況調査上、同市の本連帯債務にかかる債務負担行為限度額の計数は「0円」となっているが、本表においては、同市に照会のうえ、平成20年度末時点における「共同発行市場公募債の発行総額から、本市負担額を控除して得た額」に相当する金額とした。